

社会福祉法人欣彰会 敬寿園ホームヘルパーステーション指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護サービス事業所  
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 欣彰会が開設する敬寿園ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護（介護予防にあつては指定介護予防訪問介護サービス）を提供することを目的とする。

(指定訪問介護事業の運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防訪問介護サービス事業の運営の方針)

第3条 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 敬寿園ホームヘルパーステーション
- 二 所在地 埼玉県さいたま市見沼区大字片柳1298番地

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(非常勤)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 介護福祉士、訪問介護員養成研修1級課程(これに相当する研修を含む。以下同じ。)修了者 1名以上(常勤)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護(介護予防にあつては介護予防訪問介護サービス)の利用の申込みに係わる調整、利用者及び家族等からの相談に応じ、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

三 訪問介護員等 2級課程修了者 1名以上

訪問介護員は、訪問介護の提供にあたる。

四 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から日曜日までとする。

二 営業時間 午前6時から午後10時までとする。

三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ただし、低所得者に対しては、国等の指針に従い減免等の処置を講じる。

一 身体介護

二 生活援助

三 夜間巡回型

四 通院等乗降介助

2 指定介護予防訪問介護サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

一 介護予防訪問介護費(Ⅰ)…1週に1回程度

二 介護予防訪問介護費(Ⅱ)…1週に2回程度

三 介護予防訪問介護費(Ⅲ)…1週に2回を超えた場合

3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護サービス事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一 さいたま市境から、片道おおむね5キロ未満 100円

二 さいたま市境から、片道おおむね5キロ以上 200円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、

支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（身体拘束について）

第8条 利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない事。なお、緊急やむを得ず身体拘束が必要と判断した場合には、本人またはご家族に対して十分な説明を行い、ご同意を頂いてから対応させて頂く事とする。

（虐待の防止に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止策のために、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
  - 二 虐待防止のための指針を整備する。
  - 三 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - 四 虐待防止のための措置を適切に実施する為の担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に当事業所または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント対策について）

第10条 事業所は、法人で定められた規定・方針に基づき、ハラスメントの予防及び対策を行うものとする。

- 一 法人で定められた規定及び方針について、職員へ周知・啓発を行う。
- 二 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

（緊急時における対応方法）

第11条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 職員は、非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業継続計画を策定し、定期的に研修を実施、訓練（シュミレーション）の実施を行うものとする。
- 一 事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする。
  - ア 非常災害時
  - イ 感染症まん延時

（通常の事業の実施地域）

第13条 通常の事業の実施地域は、さいたま市の区域とする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
  - 二 継続研修 年1回以上
- 2 職員は、個人情報保護法等に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人欣彰会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。(行政区分変更による住所表記変更)

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。(一部変更)

この規程は、平成18年11月 1日から施行する。(一部変更)

この規程は、平成19年 8月 1日から施行する。(一部変更)

この規程は、平成19年 9月 1日から施行する。(一部変更)

この規程は、平成26年11月 1日から施行する。(一部変更)

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。(一部変更)

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。(一部変更)

この規定は、令和 5年10月 1日から施行する。(一部変更)